

指名競争入札等参加資格審査申請書受付

各団体が実施する競争入札などに参加を希望する事業者などは、次により申請してください。提出要領や各指定様式などは各団体のホームページからダウンロードできます。

団体名	十和田市	十和田地域 広域事務組合
提出書類	市指定様式ほか	統一様式または 組合指定様式
受付期間	1月17日(月)～2月15日(火) (土・日曜日、休日を除く)	
の有効年度 申請区分毎	①建設工事	令和4年度
	②測量・建設コンサルタントなど	令和4年度
	③物品など(※)	令和4年度
その他	①は毎年申請が必要です。②、③は中間年の受け付けとなりますので、令和3年度の参加資格審査に申請済みの場合は必要ありません。	①、②は中間年の受け付けとなりますので、令和3年度の参加資格審査に申請済みの場合は必要ありません。
問い合わせ先	管財課 ☎⑤1 6714	同組合財政係 ☎②0 8100

※③の内容は製造・売買・修繕・印刷・委託・賃貸借・除雪などです。

乳児用粉ミルクを無料配布します

寄贈を受けた乳児用粉ミルク(ステックタイプ・アレルギー対応)を必要な人へ無料配布します。

とき 1月27日(木)

午前9時～正午

ところ 十和田市社会福祉協議会

対象 市内在住で乳児がいる人

定員 10人

申込期限 1月25日(火)

☎⑩十和田市社会福祉協議会

☎②3 2992

動物の飼育マナーを守りましょう

犬や猫などのペットの飼い方に関するトラブルが増加しています。ペットを飼っている人は、必ずマナーを守り、近隣住民に迷惑を掛けないようにしましょう。

▶放し飼いは事故や感染症のリスクがありますのでやめましょう。

▶散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。

▶野良猫への無責任なエサやりはしないでください。

☎まちづくり支援課 ☎⑤1 6726

除雪作業にご理解とご協力を！

☎土木課 ☎⑤1 6730

大雪時には、早期の通行確保を優先した除雪を行います

大雪時には除雪が行きわたるまでに時間がかかり、緊急車両の通行などに支障が出る場合があります。その際、通行への影響を最小限に抑えるため、右記の作業順序で段階的に除雪を行います。

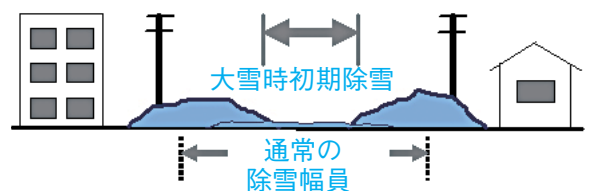
また、市道路沿線に住家や施設などがなく、迂回路がある一定の路線を「一時閉鎖路線」として設定し、通行が確保された後に除雪を行います。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

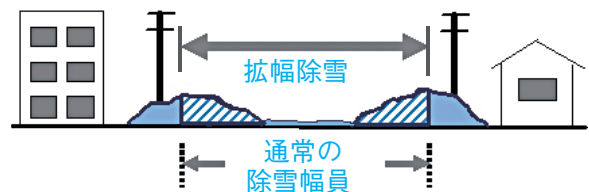
※大雪時の除雪作業の実施については、駒らん情報めーるなどでお知らせします。

※夜間、土・日曜日、休日のお問い合わせは、市役所代表(☎②3 5111)をお願いします。

1 緊急車両が通行できる最低限の幅員を早急に確保し、すれ違いができるよう待避所を設けます。



2 その後、順次走行車線の幅を広げるなど、通行の支障とならない状態を確保します。



3 一時閉鎖路線と歩道を除雪します。

❖「一時閉鎖路線」には看板を設置します。

